　　　串間市林業担い手就労奨励金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、林業の担い手の地元就職と定住化を図るため、串間市内（以下「市内」という。）で常用雇用者として雇用された者（以下「新規就業者」という。）に対し、予算の範囲内において、串間市林業担い手就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

　(１)　事業主　市内に本社、支店等（以下「事業所」という。）を有し、林業事業を営む者をいう。

　(２)　常用雇用者　期間の定めのない契約により雇用され、１週間の所定労働時間が30時間以上の労働者をいう。

　（交付対象者）

第３条　交付の対象となる新規就業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

　(１)　平成31年４月１日以降に事業主に現場従事者として新規雇用された者

　(２)　就業後、６か月以上継続して就業している者

　(３)　市内に住所を有し、６か月以上串間市に定住している者

　(４)　世帯全員の市税等の滞納がない者

　(５)　串間市林業後継者育成支援給付型奨学金の支給を受けていない者

（６)　当該年度の３月31日において、年齢が50歳未満の者

２　同一の交付対象者への奨励金の交付は、１回を限度とする。

　（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、交付対象者１人につき10万円とする。

　（交付申請及び交付決定）

第５条　交付対象者に該当する見込みがある者は、串間市林業担い手就労奨励金交

　付申請書(別記様式第１号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(１)　誓約書（別記様式第２号）

　(２)　就労証明書（別記様式第３号）

　(３)　住民票（世帯全員分、本籍・続柄の記載のあるもの）

　(４)　完納証明書（世帯全員分）

　(５)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、串間市林業担い手就労奨励金交付決定通知書（別記様式第４号）により交付対象者に通知するものとする。

　（決定の取消し）

第６条　市長は、交付決定を行った者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたと認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

　（交付請求）

第７条　第５条第２項に規定する交付決定を受けた交付対象者は、速やかに串間市林業担い手就労奨励金交付請求書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

　（調査等）

第８条　市長は必要があると認めるときは、交付対象者に対し、奨励金の交付に関する必要な事項について、就労状況等を調査することができる。

　（返還）

第９条　市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部について、現金による返還を命ずることができる。

　(１)　虚偽の申請その他不正行為により奨励金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(２)　この要綱の規定に違反したとき。

　(３)　その他市長が奨励金の交付を不適当と認めたとき。

　（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和元年10月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

　（要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

　　　附　則

この要綱は、令和４年３月31日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月31日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

串間市長　　　　　　　　様

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

電話番号

串間市林業担い手就労奨励金交付申請書

　　就労奨励金の交付を受けたいので、串間市林業担い手就労奨励金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　１００，０００円

２　添付書類

　(１)　誓約書（別記様式第２号）

　(２)　就労証明書（別記様式第３号）

　(３)　住民票（世帯全員分、本籍・続柄の記載のあるもの）

　(４)　完納証明書（世帯全員分）

　(５)　その他市長が必要と認める書類

別記様式第２号（第５条関係）

誓　約　書

串間市長　　　　　　　　様

私は、串間市林業担い手就労奨励金交付要綱に基づき奨励金の支給を受けることになったときは、同要綱の規定を遵守し、下記のとおり誓約します。

記

　串間市林業担い手就労奨励金交付要綱第９条の規定により奨励金の返還を命じられ

た場合は、速やかに返還に応じます。

年　月　日

（申請者）

住　所

氏　名

私は、申請者が奨励金の返還を命じられた場合には、連帯して債務を保証します。

串間市長　　　　　　　様

年　　月　日

（保証人）

住　所

氏　名

電話番号

申請者との関係：

別記様式第３号（第５条関係）

　　年　　月　　日

串間市長　　　　　　　　様

所在地

事業所名

事業主名

電話番号

就労証明書

　下記の者は、当事業所の従業員として就労していることを証明します。

記

１　交付対象者名

２　雇用年月日

３　雇用期間 期間の定めなし

４　１週間の所定労働時間 　時間

５　勤務地域

６　業務内容

７　勤　　務　　状　　況　（直近６か月）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 出勤 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 欠勤 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 休暇 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |

８　勤務態度　　良好　・　不良好

別記様式第４号（第５条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

串間市長　　　　　　　　　印

串間市林業担い手就労奨励金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のあった就労奨励金について、串間市林業担い手就労奨励金交付要綱第５条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

１　交付決定額　　 １００，０００円

別記様式第５号（第７条関係）

　　年　　月　　日

串間市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

電話番号

串間市林業担い手就労奨励金交付請求書

　就労奨励金の交付を受けたいので、串間市林業担い手就労奨励金要綱第７条の規定により請求します。

記

１　交付請求額　　１００，０００円

|  |  |
| --- | --- |
| 口座振込依頼 | |
| 金融機関名 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義 |  |